

【徳山地区地域審議会】ソフト事業に対する再質問一覧

NO	1	事業名	資源環境型社会形成事業	担当課	リサイクル推進課
----	---	-----	-------------	-----	----------

<b>質問事項</b>	<p>リサイクルプラザ「ペガサス」の今回の火災の原因と今後の対応策、また、業者への指導について下記①～③の内容を中心に説明してほしい。</p> <p>①（他市のリサイクル施設における事故の発生状況） 先日もまた火災が発生したが、この施設は度々火災を起こすような危険なものなのか。他のリサイクル施設も同じように火災が頻発しているのか。</p> <p>②（7/24の事故の原因及びその規模） 今回の火災はごみ処理の問題なのか。通常のごみ処理において、軽度の火災は起きるかもしれないが、自己処理が可能な範囲だと思う。それを消防が発動するほどの大事故になったのは何故か。</p> <p>③（受託事業者の管理体制及び責任） 昨年10月に火災を起こしており、対策も取られていたはず。にもかかわらず、再度火災が発生しているため、現状について説明責任を果たすべき。本事業が委託事業ならば、委託業者は何をしているのか、また業者選定に問題があったのではないか。</p>
-------------	--

<b>回答</b>	<p>①県内他市の同様の施設においては、大きな事故は発生していないものの、炎検知・煙検知による自動散水装置が作動するケースが、施設により年間1～13件程度、不燃物処理を行っているときに発生している。</p> <p>②7月24日に発生した小火について、原因はリサイクルプラザ建設時のケーブル接続端子のボルト締付け不十分により発生したものであり、火災報知機が作動する前に異常を確認し、直ちに消火した。被害状況としては、電気ケーブルの接続部に5cm程度の損傷があった。 自己消火を行った後、消防本部に対して、小火発生・自己消火したことを連絡し、消防本部は確認のため来所した。</p> <p>③昨年10月に発生した火災の原因は、燃やせないごみに発火性のごみが混入していたことによるものであり、改善工事を含め、対策を行ってきた。 この度の火災は、建設時のケーブル接続端子のボルト締付け不十分によるものであり、直ちにすべての電気設備の再点検を実施し、安全を確認した後に、リサイクルプラザの稼働を再開している。 リサイクルプラザの運転管理は、施工業者であるメタウォーターと業務委託契約を締結している。業者選定は適切であると考えている。</p>
-----------	--

【徳山地区地域審議会】ソフト事業に対する再質問一覧

NO	2	事業名	子育てサポート事業	担当課	こども家庭課
----	---	-----	-----------	-----	--------

質問事項	①今後の児童館5館と児童園2園の管理運営について、どのような考え方で検討するのか。市民の声が反映される仕組みはあるか。
	②児童館の児童クラブと学校の児童クラブの施設の目的、事業、内容等の違いを整理してほしい。

回答	<p>①</p> <p>各児童館では、適正な運営を図るために、運営委員会を設置している。この運営委員会は、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等で構成され、事業計画等について意見を伺う機会としており、<u>児童館の管理運営は当運営委員の意見を踏まえた上で検討することとしている。</u></p> <p>一方、児童園は、保育所又は幼稚園が設置されていない地区において一定水準の保育サービスを担う施設である。児童園には運営委員会は設置していないが、公立保育所の再編整備方針を検討する際には、児童園も一体的に捉え、市民参画条例の趣旨に基づき、市民の方々の意見を伺う機会を設けている。</p> <p>なお、児童館及び児童園の指定管理者の選定及び決定は市が行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>参考:児童館及び児童園の管理運営方針の決定について(指定管理者に求める要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設に必要な資格を持つ専門的職員を継続的・安定的に配置できる者。</li> <li>・施設間の情報共有及び人材交流による地域連携を行うことができ、地域の児童福祉拠点としての機能の向上のため、市内の施設の一元的な管理が可能な事業者。</li> </ul> </div>
	<p>②</p> <p>現在、児童館事業は指定管理者である周南市社会福祉協議会が管理・運営を行っているため、児童館で実施される児童クラブの事業も同協議会へ業務委託を行っている。一方、学校における児童クラブ事業は生涯学習課が直接運営を行っているため、運営者がそれぞれ異なる状況となっている。</p> <p>しかしながら、次頁の比較表にもあるとおり、どちらの児童クラブも同一の条例に基づき運営を行っていることから、運営に関する基本的な部分は同じであり、こどもに対する扱いの差はないと考えている。予算についても、市直営の児童クラブと業務委託している児童クラブは同じ考え方に基づいて積算しており、差異はないと考えている。</p> <p>ただし、児童館併設の児童クラブで実施している行事等については、児童館機能を活用した行事を実施していることから、直営の児童クラブとの違いはあると考えられる。</p> <p>行事の企画運営は、各児童クラブの指導員が行っており、市直営の児童クラブにおいても、趣向を凝らした行事を企画したり、他団体の主催行事等に参加するなどして、児童クラブ行事の充実を図っている。また、年3回実施される児童クラブ指導員連絡協議会においても、指導員の意見交換を行い、各児童クラブのサービス向上が図れるよう努めている。</p> <p>今後は、社会福祉協議会の児童クラブも交えた情報交換や情報提供の場を作るなどし、サービスの均衡化に努めたい。</p> <p>【3ページ：児童館・児童クラブ・放課後子ども教室比較表参照】</p>

『児童館』『児童クラブ』『放課後子ども教室』比較表

項目	児童館	児童クラブ	放課後子ども教室
所管	こども家庭課	生涯学習課	生涯学習課
運営者	周南市社会福祉協議会	生涯学習課/周南市社会福祉協議会	各地域運営委員会
契約形態	指定管理	業務委託	業務委託
対象者	・18歳未満の児童 (ただし、主に対象となるのは、概ね3歳以上の幼児、小学校1年～3年の少年(学童)、 昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童) ・児童の保護者 ・児童の健全育成のための団体	放課後及び長期休業期間において、保護者が仕事や病気などにより家庭での保育ができない家庭の小学1年生から4年生までの児童。(障害のある児童については、集団保育が可能な児童に限り小学6年生まで受入れている。)	小学校1年生から6年生で参加を希望する児童
保育時間 開館時間	9:00～17:30	【学校の授業日】 放課後～18:00 【学校の休業日】 8:00～18:00 【延長保育】18:00～19:00 (児童クラブ延長保育事業実施要綱による)	【平日放課後】 放課後～16:30、17:00など 【学校の休業日】 活動によって半日や1日など 各地域によって異なる
開業日 開館日	下記以外	下記以外	月1回、週1～4回など 各地域によって異なる
休業日 休館日	祝日 8/13～8/16 12/29～1/3 木曜…(「施設が指定した週一回の平日」基本協定による)	日曜・祝日 8/13～8/16 12/29～1/3	上記以外
保育料	無料	5月、6月、9月、10月、11月、2月 2,500円 4月、7月、12月、1月、3月 3,000円 8月 5,000円 春休み(4月1日～7日) 1,300円 夏休み(7月21日～8月31日) 6,800円 冬休み(12月25日～1月7日) 1,800円 春休み(3月27日～31日) 1,000円 ・市民税非課税世帯及び生活保護世帯申請により免除 ・2人以上入会している場合 最年長児以外は申請により半額減免 その他 おやつ代、スポーツ安全保険料(免除制度なし)	原則無料(活動によっては、材料費等の実費負担有)
目的	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため。	保護者が仕事や病気などにより授業終了後等に家庭での保育ができない場合、保護者に代わって適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を目指す。	安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと一緒に様々な活動を通じて、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。
主な活動内容	健全な遊びを通し、児童の集団及び個別指導	遊びを中心とした保育	宿題、読み聞かせ、料理教室、昔の遊び等
事前登録	利用者名簿記入	必要	必要
職員	「児童の遊びを指導する者」として児童厚生員(*1)を2人以上配置	児童クラブ指導員配置基準による	主に地域のボランティア
根拠法令	周南市児童厚生施設条例 周南市児童厚生施設条例施行規則 児童福祉法(昭22法律164) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚令63) 児童館の設置運営について(平2厚生省発児123) 児童館の設置運営について(平2児発967)	周南市児童クラブ条例 周南市児童クラブ条例施行規則	法令なし (周南市放課後子ども教室実施要領)
備考	(*1)児童厚生員とは、保育士、幼稚園教諭等の資格を有するなどの設備運営基準第38条第2項各号に該当する専門職員		

【徳山地区地域審議会】ソフト事業に対する再質問一覧

NO	3	事業名	高齢者いきいき事業	担当課	高齢者支援課
----	---	-----	-----------	-----	--------

質問事項	①高齢者いきいき事業における、各ソフトサービスについて。周南市の福祉サービスは、他市に比べて過剰であり、「あれもこれも」行っているように見えるが、各事業のバランスはどのようになっているのか。また、事業間の連携は取れているのか。
	②「緊急通報体制等整備事業」について、選定の仕方、サービスの質について各市との差、対象者が他市と比べて多い理由を具体的に説明してほしい。

回答	<p>①</p> <p><b>【高齢者サービス事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度生活援助事業、生きがい活動支援通所事業、日常生活用具等の支給 ⇒要介護状態等に移行することを防ぐ介護予防事業として実施している。</li> <li>・配食サービス事業、緊急通報整備事業 ⇒高齢者の見守り事業として実施している。</li> </ul> <p>これらの事業を重層的に行うことで、高齢者が網の目から漏れることなく、安全で安心していきいきと暮らすことができるよう事業を行っている。</p> <p>しかしながら、軽度生活援助事業、生きがい活動支援通所事業については、利用時間や、利用回数など、一部介護保険サービスと比較して手厚いサービスとなり逆転現象が生じているものもある。これら高齢者の心身の状態に応じた適正なサービスの実施につなげられるよう、今後は見直しを行うこととしている。</p> <p>配食サービスについても、前回の回答のとおり、同様の検討・見直しを行っているところである。</p> <p>これからも、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営むことができるよう事業を進めていきたいと考えている。</p>
	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報整備事業の業者選定の仕方については、平成16年度にプロポーザルにより業者を決定した。</li> </ul> <p>近年は、緊急通報事業を行う他の事業者も増えたことから、他社の参入を視野に入れ検討してきた。しかしながら、現在の業者は通報による随時対応と訪問介護の組み合わせによる事業を行っていると同時に、介護保険事業の夜間対応型訪問介護事業を市内で唯一実施している。また、福祉分野における地場産業の育成も考慮すると、同事業者が最適であると考え、年度ごとに委託料の減額を進めながら事業者を変更しないで契約をして現在に至っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの質・内容については、市内にオペレーターを置くセンター方式により24時間対応で通報・相談事業を行っている。県内の他市の状況は次頁のとおりである。</li> <li>・対象者が他市と比較して多いということだが、安否確認及び各種相談等の生活支援を必要とする方に行き渡っている状態と考えている。 利用者は近年は横ばい状態で、平成24年3月末現在で1,222人の方にご利用いただいている。</li> </ul> <p>今後、<u>地域における見守りネットワークの充実とともに高齢者の見守りについては重点的に推し進めたい</u>と思っている。</p>

緊急通報体制等整備事業

	連絡手段	機器
宇部市	消防署直結	固定機械とペンダント
下松市	センター方式	固定機械とペンダント
岩国市	センター方式	固定機械とペンダント
光市	消防署直結	固定機械のみ
美祢市	新:センター方式 従来:特別養護老人ホームに直通	センター方式:固定機械とペンダント 従来:さまざま(固定機械のみだったり固定機械とペンダントだったり)
山陽小野田市	センター方式	固定機械とペンダント H24.1月から 固定機械とペンダントか携帯(ソフトバンク緊急通報のみ)
山口市	センター方式 一部:従来の消防直結	固定機械とペンダント
下関市	センター方式	固定機械とペンダント
萩市	消防署直結後市にも随時連絡	固定機械とペンダント
長門市	センター方式	固定機械とペンダント
柳井市	センター方式	固定機械とペンダント
防府市	利用者が決めた2名に転送→消防	固定機械とペンダント
周南市	センター方式	固定機械とペンダント

ペンダント・・・ペンダント型送信機

【徳山地区地域審議会】ソフト事業に対する再質問一覧

NO	3	事業名	高齢者いきいき事業	担当課	商工振興課
----	---	-----	-----------	-----	-------

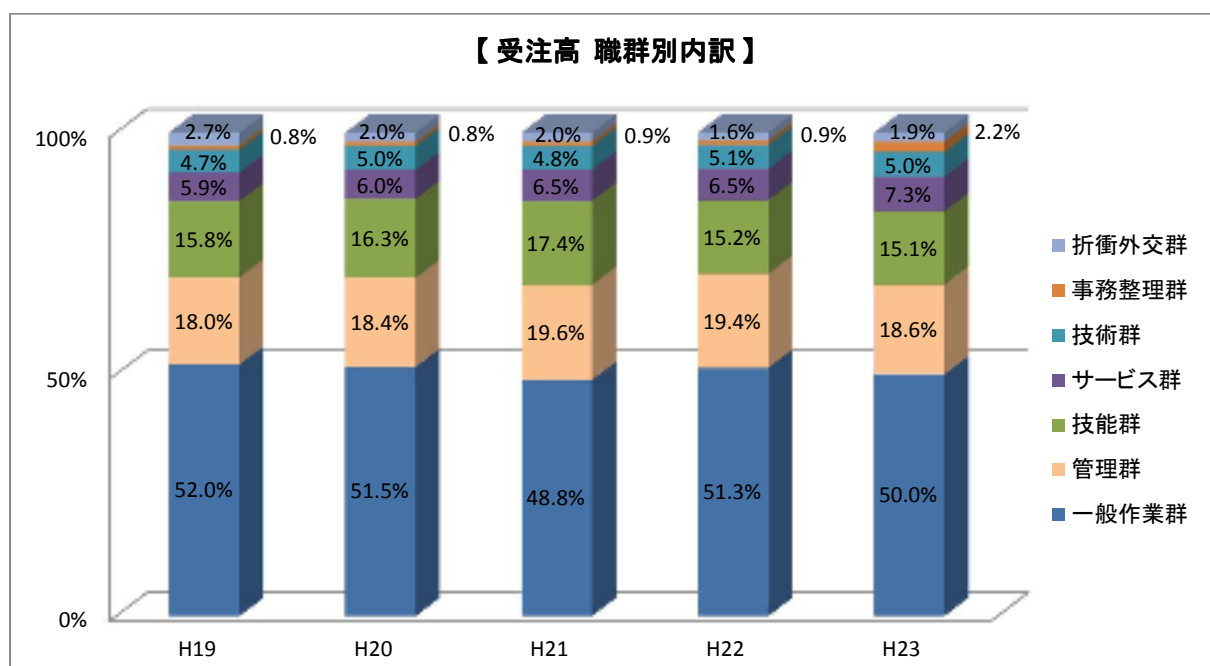
質問事項	<p>①シルバー人材センターの財務内容を見ても、市が特別に補助する必然性は薄いのではないか。                  県も平成23年で補助を打ち切っており、本来、独立採算で運営すべき。市のこれからのシルバー人材センターへの支援の方針を伺いたい。</p>
	<p>②シルバー人材センターに関する回答に添付していただいた資料の受注高内訳について、具体的な職種の内訳は分かるか。職種がどのように変化しているか知りたい。</p>

回答	<p>①  <b>【 県補助額廃止までの経緯 】</b></p> <p>県のシルバー人材センター設置市町に対する補助金は、全国の都道府県において殆ど例がなく、中国地方においても山口県のみであった。                  このことから県は見直しを行い、平成13年度より補助額を国の定める補助限度額の1/3以下に減額を行った。さらに平成17年度からは総額38,790千円を基点として逡減措置を行い、平成23年度にて補助金の廃止を行ったものである。</p> <p><b>【 当市のシルバー人材センターに対する支援方針 】</b></p> <p>「高年齢者との雇用の安定などに関する法律」により、高年齢者の就業機会確保は国及び地方自治体の責務とされており、シルバー人材センターは「高年齢者に対する任意的な就業機会の提供を行う団体」として法的に位置づけられていることを鑑み、今後も適切に補助を実施していく必要があると考えている。                  その上で、今後もセンターに対し自助努力による自主財源確保と事務の効率化を求めるとともに、センターの財政状況に応じた補助金の適正な執行に努めてまいりたい。</p>
	<p>②                  職群別の内訳については、7ページの<b>【受注高職群別内訳】</b>をご参照いただきたい。</p> <p>職群の個別の仕事種別ごとの数値については、集計していないが、売上高に対する職群別の割合については、ほぼ同じ割合で推移しており、集計値からは年代による顕著な傾向は見られない。</p>

□ 職群別受注高

(単位:千円)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
一般作業群					317,653	313,976	264,110	266,468	264,373
管理群					110,151	112,469	106,289	100,992	98,210
技能群					96,580	99,576	94,239	79,078	80,046
サービス群					36,141	36,496	35,354	33,519	38,362
技術群					28,870	30,292	26,237	26,314	26,653
事務整理群					5,049	4,952	4,655	4,538	11,427
折衝外交群					16,586	11,990	10,578	8,513	10,038
合計					611,030	609,751	541,462	519,422	529,109



職群	仕事の種類
一般作業群	清掃作業、除草作業、土木作業、荷造・運搬作業、雑役作業、包装・梱包作業、調理・食品関係作業、雑役作業等
管理群	建物管理、駐車場管理、施設管理、商品管理、資材管理、在庫管理等
技能群	大工工事、塗装工事、左官・ブロック・タイル等工事、板金工事、内装工事、表具・表装作業、植木・造園作業、縫製作業等
サービス群	家事援助サービス、高齢者福祉サービス、身障者福祉サービス、病弱者等福祉サービス等
技術群	家庭教師、翻訳、編集、通訳、一般経理、各種自動車の運転、各種設備等の保守点検、免許を必要とする特殊技術、財務相談、労務相談等
事務整理群	文書等作成事務、宛名書き、筆耕、毛筆賞状書き、調査事務、集計事務、統計事務等
折衝外交群	販売、集金、配達、外交、集配、検針、その他

【徳山地区地域審議会】ソフト事業に対する再質問一覧

NO	5	事業名	国際交流事業	担当課	観光交流課
----	---	-----	--------	-----	-------

質問事項	<p>厳しい財政状況の折、国際交流を進める意義はどこにあるのか。市民サービスの向上の視点で、総論、観念的な回答ではなく、具体的にその効果を今一度示して欲しい。</p>
	<p>①本事業に参加した方々には何が身について、身に付いたことがどう活かされているのか。訪問団の派遣には相当な費用が掛かるため、どういう成果があるのか具体的に教えてほしい。</p> <p>本事業の成果が「訪問した方々が中心となって、翌年、姉妹都市からの訪問団を接待している」ということだけならば、海外派遣事業は手段のための目的だと考える。訪問団が、将来、周南市の国際化のために活躍してくれるというのが本来の目的ではないか。回答にある程度の成果なら止めるべきではないか。</p>
	<p>②周南市には青年海外協力隊経験者が何人いるか、また、国際協力の専門家が何人いるか把握しているか。</p> <p>本当に周南市のためになるとしたら、国際社会の舞台で場を踏んでぶつかっていくような活動をすべき。お膳立てされた旅行に参加するという事業内容では、本当の意味での国際感覚は身に付くとは思えない。</p>

回答	<p>①</p> <p>先般の回答のとおり、本事業は、青少年を海外（姉妹都市）に派遣し、海外の方との交流や異文化体験等を通じて、国際感覚の涵養を図るほか、本事業を一つのきっかけとして、青少年が帰国後も国際交流に関心を持ちづつけることを期待して実施している。</p> <p>本事業は青少年への教育的観点から実施しており、青少年が本事業から得る具体的な成果として、外国への関心の高まり、海外における知人等の獲得、文化や価値観の相違の認識、グローバル意識の向上などが挙げられるが、その成果は、当該青少年のこれまでの海外経験の有無、価値観、人生観等に依るところが大きく、個人差が強いと認識している。</p> <p>他方で、ご指摘のとおり、本事業に参加した青少年が、将来、本市の国際化のために活躍してくれることを期待しており、本事業を通じて、多くの青少年に国際交流に関心を抱く機会を提供することで、一人でも多くの青少年が、将来、本市の国際化に貢献してくれるものと理解している。</p> <p>本事業の目的を達成するために、本事業に参加した青少年等を本市で開催される国際交流事業に参画、実践させることなどにより、青少年が今後も国際交流に関心を持ち続け、実践に携わることができるように環境整備を行っているところである。</p>
	<p>②</p> <p>独立行政法人国際協力機構（JICA）による青年海外協力隊員として、昭和47年から平成23年の間、43名の周南市出身の方が国際貢献に携わってきた。派遣先は、アジア、アフリカ、南米が中心であり、活動内容は、医療、教育、土木、農業、スポーツなど多岐にわたっているのが現状である。</p> <p>ご提案のとおり、これらの国際社会の現場で実際に活動した人々の活用や、留学生との交流については、本市が国際交流を推進していく上で必要な取組であると認識しており、今後、実現に向け検討していきたい。</p>



【徳山地区地域審議会】ソフト事業に対する再質問一覧

NO	9	事業名	行政サービスシステム構築事業	担当課	広報情報課
----	---	-----	----------------	-----	-------

質問事項	電子自治体システムの中で将来指定管理に移せる項目を聞いたが、回答は公共施設の予約システムのみで期待外れだった。もっとできるはずで、行政改革の可能性を追求してほしい。
------	--

回答	<p>指定管理者制度は施設管理を委託するものであり、ソフト事業のみを指定管理者に委託することはできないことから、施設管理と合わせて指定管理者に委託可能なものとしては、先にお示しをした公共施設予約システムが現時点で委託が考えられるものである。</p> <p>しかし、施設管理以外のソフト事業についても、その運用を外部に委託することにより効果的な運用を図ることができるものについては、積極的な委託を検討していきたい。</p>
----	--